

〒 -

様

審査番号

大阪市児童生徒就学援助審査通知書

年度 就学援助申請について、大阪市児童生徒就学援助規則に基づき、審査結果を次のとおり通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 学校名
- 3 学年・児童生徒名

4 申請者名

5 認定日 年 月 日

年 月 日

大阪市教育委員会

注

【お問合せ先】

(認否結果) 教育委員会事務局 ()

(支給日・支給額等) 通学する学校

(医療費) 教育委員会事務局 ()

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

就学援助費の年間の支給内容は次のとおりです

支給費目

- ・学校教材費・その他諸費等は、お子さんが通っている学校（新入学児童・生徒については、通学予定の学校）において、学年ごとに設定している学校徴収金の児童・生徒費相当額が支給されます。
- ・特別活動費・修学旅行費は、就学援助の認定を受けている期間に実際に参加した行事の実費相当額が支給されます。
- ・通学費は、片道の通学距離が小学校で4 km以上、中学校で6 km以上の場合、かつ、次の場合の通学・通級に要する旅客運賃（実費相当額）が支給されます。（通学の場合は費用を証明する書類が必要です。なお、特別支援学級に在籍する児童・生徒には通学距離による制限はありません。）
教育委員会が真にやむを得ないと認めた事由による指定校変更を行った児童・生徒の通学、特別支援学級に在籍する児童・生徒の通学、又は、日本語・適応指導教育、教育支援センター（適応指導教室）もしくは生活指導サポートセンター（個別指導教室）の通級
- ・学校給食費
直接、学校給食費に充当しますので、保護者への支給はありません。
- ・入学準備補助金は、小・中・義務教育学校の新1年生、義務教育学校の新7年生に支給されます。（認定日が4月2日以降の場合は支給されません。）
- ・医療費
医療費の支給対象となる病気は、学校の定期健康診断等の結果、治療を必要とする次の病名です。治療が必要な場合には、学校が医療券を発行しますので、学校にお申し出ください。
病名：う歯（むし歯）、慢性副鼻腔炎（ちくのう症）、中耳炎、結膜炎、寄生虫病、アデノイド、白癬、疥癬、膿痂疹、トラコーマ
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金（保護者負担額を、教育委員会が同センターに直接支払います）

就学援助の認定を受けると学校教材費等が支給されますが、直接、学校徴収金の児童・生徒費等に充当されることがあります。

予算の範囲内において支給しています。

生活保護世帯の場合は、支給費目のうち修学旅行費・通学費・医療費および独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金が援助の対象となります。

注 意

- ・就学援助費については、受給者が偽りその他の不正な申請をして認定を受けたとき、受給した就学援助費を目的外に使用したとき、又は就学援助を必要としなくなったときは、就学援助の支給を停止、又は認定を取り消すことがあります。
- ・就学援助の認定を受けた後に、申請内容に変更があった場合（世帯状況に変更があった場合や、児童扶養手当の支給停止など）には、速やかに学校に申し出てください。